資料４

部会決議報告

玄海国定公園（糸島市二丈鹿家）における公園事業の決定について

４自第９８６号
令和４年１０月１３日

福岡県環境審議会会長　殿

福岡県知事
（環境部自然環境課）

玄海国定公園（糸島市二丈鹿家）における公園事業の決定について（諮問）

自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第９条第２項に基づき、公園事業を決定するにあたり、福岡県国定公園事業決定等取扱要領により、下記のとおり諮問します。

記

１　対象事業
玄海国定公園における公園事業（宿舎）

２　諮問理由
国定公園計画に基づき整備する公園事業を執行するには、自然公園法第９条第２項の規定に基づき県知事が事業決定を行う。
なお、国定公園事業の決定に当たっては、福岡県国定公園事業決定等取扱要領第４の規定に基づき、福岡県環境審議会の意見を聴くよう規定で定められているため、諮問を行うもの。

（資料）
・　玄海国定公園事業決定書

４福環審第１６号
令和５年１月２３日

福岡県知事　殿

福岡県環境審議会会長

玄海国定公園（糸島市二丈鹿家）における公園事業の決定について（答申）

令和４年１０月１３日付け４自第９８６号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

別紙答申案のとおり決定されることが適当である。

玄海国定公園（糸島市二丈鹿家）における公園事業の決定に係る答申

福岡県環境審議会

様式１

玄海国定公園

事　業　決　定　書

福岡県告示第　　号 年　　月　　日

事業決定事項	国定公園事業の名称及び種類	鹿家（宿舎）
	国定公園事業の位置	［糸島市二丈鹿家］
	国定公園事業の規模	区域面積　０．９ha
	添付図面	位置図、区域詳細平面図

参考事項	公園計画	施設計画	宿　舎	県告示第　１００号 昭和３９年　２月１３日
		規制計画	第１種特別地域	厚生省告示第１４０号 昭和３１年　６月　１日
	国定公園事業者（予定）		民間	
	工種		管理棟　　１棟（延床面積　519㎡） 宿　舎（コテージ）　７棟（延床面積　588㎡　84㎡×7棟） （テントサイト）６台（面積　　384㎡　64㎡×6台） 駐車場　５８台分（2,068㎡）	
	備考			

玄海国定公園事業決定調書

（事業名称：鹿家宿舎）

１．国定公園事業の位置及びその周辺地域の現況

項　　目	内　　容	備　考
(1)位置	糸島市二丈鹿家字飛松 当該地は、福岡県の西端の糸島市二丈鹿家地区の玄界灘に面する「鳴き砂」で知られる「姉子の浜」に隣接する原野で、玄海国定公園第１種特別地域に指定されている。	
(2)公園計画の現況	施設計画：宿舎 昭和３９年２月１３日　県告示第１００号 規制計画：第１種特別地域 昭和３１年６月１日　　厚生省告示第１４０号	
(3)自然環境の現況	（地形・地質・文化） 糸島半島は複雑な沿岸地形で、岬と岬の間に砂浜が広がっている。当該地が面する海岸部分は細長い砂浜で沖に向かって開けており、外界からの波が入りやすい地形となっている。 地質については白亜紀の花崗閃緑岩で、地表に出てきて風化すると、荒い砂が大量に産出される。この粒子が荒い石英を大量に含む砂が「姉子の浜・鳴き砂」を作り出している。 「姉子の浜・鳴き砂」は九州でも数少ない鳴き砂の浜として平成１０年７月に、当時の二丈町（現糸島市）に天然記念物として指定さている。（指定範囲は海浜のみ。） （野生動植物） 公園事業予定地の平坦部は、その大部分が裸地または路傍・空地雑草群落であり、海岸部には、自然植生の群落が残されている。 （その他） 地元自治会により「姉子の浜の鳴き砂を守る会」が結成され、毎月の清掃活動を実施するなどして、地域の保全活動に尽力している。	
(4)土地所有者	株式会社 松尾組	
(5)権利制限関係等	都市計画区域内（区域区分非設定）	

(6)国定公園の利用の実態	（当該事業の利用上の位置づけ） 糸島半島沿岸部は松原が広がり、生の松原や幣の松原が存在する。また、三大玄武洞とも謳われる芥屋大門や、日本の渚百選・日本の夕陽百選に選ばれた二見ヶ浦など景勝地が多い地域であり、玄海国定公園の探勝地として多くの観光客が来訪している。 自然公園来訪者のなかには、長期的な自然探勝を望む声もあるものの、糸島半島西部は特に宿泊施設が少ないため、利用者のニーズに対応できていない。 このため、利用者の利便性の向上を図るため、宿舎事業の決定を行い宿舎（野営場）の整備を行う。 （糸島市の利用者数及び主な利用形態） 調査年 / 観光入込客数 / うち宿泊客数 / 宿泊率 平成２８年 / 6,329 千人 / 117 千人 / 1.8% 平成２９年 / 6,483 千人 / 117 千人 / 1.8% 平成３０年 / 6,827 千人 / 122 千人 / 1.8% ※糸島市観光入込客数より ※令和元年度以降はコロナウイルス感染症の影響があり、観光入込客数の公表はされていない。	

２．整備すべき施設の内容

項　目	内　　容			備考
(1)整備計画	整　備　予　定　施　設			
	事業主体	公園施設の種類	規　　模	
	民　間	宿　舎 宿舎（管理棟） 宿舎（コテージ） （テントサイト） 駐車場	０．９ha 1 棟　519 ㎡ 7 棟　588 ㎡ 6 台　384 ㎡ 58 台分 2,068 ㎡	
	計	区域面積 最大宿泊者数	０．９ha １６０人	
(2)事業費（予定）	国定公園事業者名	令和 4 年度	令和 5 年度	総　額
	民間	工事費 137,000 千円	工事費 456,000 千円	593,000 千円
(3)利用上の必要性及び効果	当該地は、来訪者数に対して隣接海岸に「鳴き砂」を有する姉子の浜が存在し、自然公園内の探勝地として多くの観光客が来訪している。 自然公園来訪者のなかには、長期的な自然探勝を望む声もあるものの、周辺にて宿泊施設が少ないため、利用者のニーズに対応できていない。 このため、利用者の利便性の向上を図るため、宿舎事業の追加し、宿舎の整備を行うことにより自然公園の利用促進を図る。			

３．環境影響予測及び自然環境保全のための対策

項　目	内　　容	備　考
(1)自然環境等に与える影響の予測	当該計画地の海岸砂丘斜面は、自然植生の自生、群落化が確認されている。この斜面において盛土等の造成を行った場合、植生の損失が懸念される。 なお､当該計画地の海岸斜面以外の平坦部等については、その大部分が裸地または路傍・空地雑草群落であり、公園事業の実施による、自然環境に与える影響は少ないものと推測される。	
(2)その影響を軽減させるための措置	当該施設の整備にあたっては、現地の土地形状を生かした計画とされている。特に自然環境に対する影響が大きい海岸砂丘斜面については、植生保護を目的とするもの以外の盛土等の造成は行わないこととしており、自然植生の保護対策として、保全ゾーンへの立ち入りを抑制する対策（柵、説明板の設置）を行う。 なお、平坦部、車両走行跡地等の自然環境への影響が少ない範囲については、最小限の盛土による造成を検討しており、既存植生への阻害を最小限にとどめるよう対策を講じている。また、造成に係る盛土材については、宿舎事業地の背面山地より調達することとしており、地域外の植生の混入による影響が無いよう配慮している。 宿舎施設については、周辺環境との調和を考え外壁の材料や配色は自然になじむ構造及び素材とする。 光源を用いる広告物等については、動光又は点滅を伴うものでないこと並びに照明の範囲を必要最小限とすること。 し尿及び雑排水については、合併処理浄化槽により処理し、処理水は直接海岸に排水しない対策を行うこととしている。雨水についても、直接海岸に流下しない対策を行うこととしている。 海岸保全については、注意喚起と清掃に努める。	

公園（鹿家宿舎）事業位置図

玄海国定公園　区域図

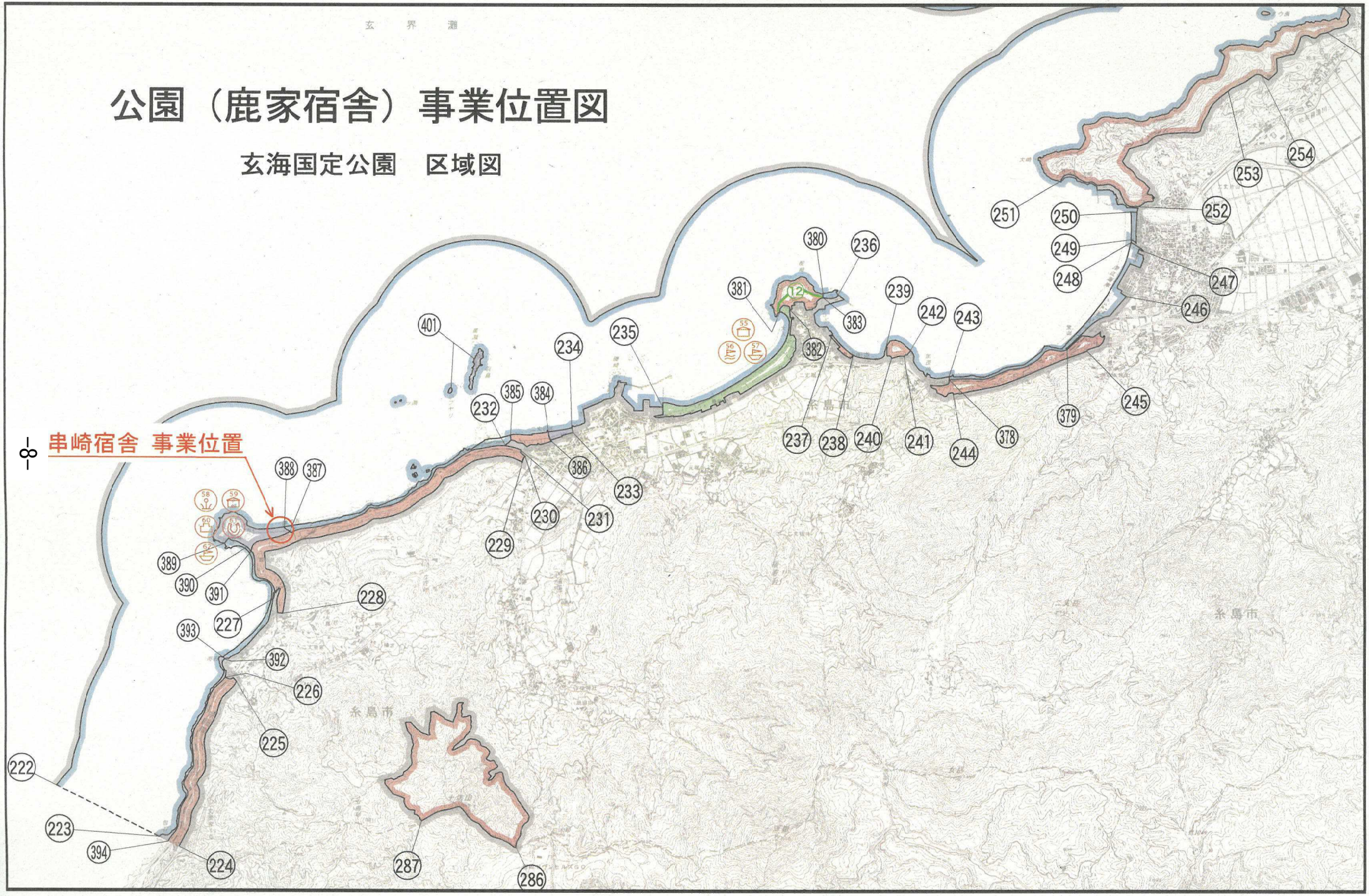

玄海国定公園　事業決定区域図（園地）

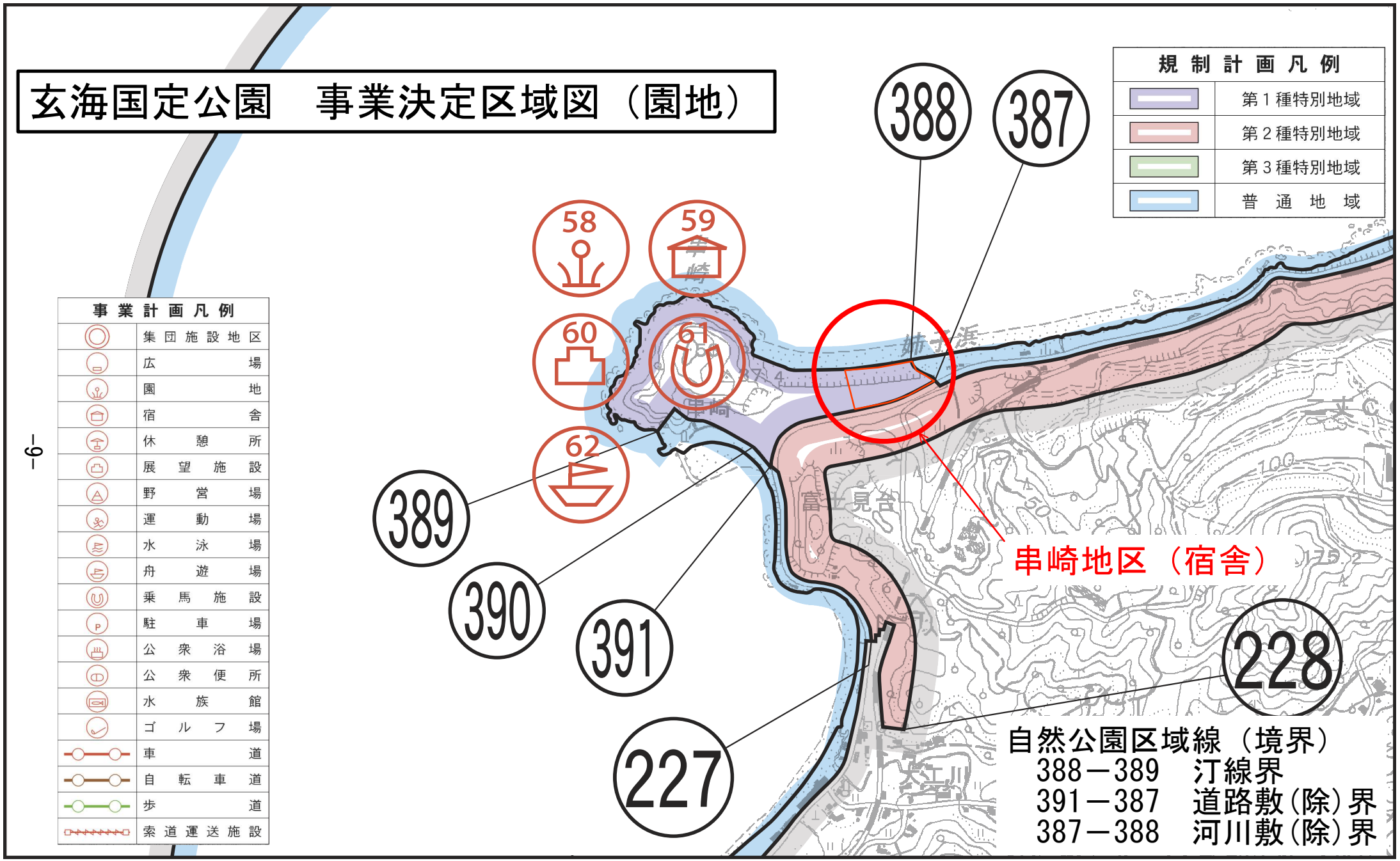

事業計画凡例	
	集団施設地区
	広場
	園地
	宿舎
	休憩所
	展望施設
	野営場
	運動場
	水泳場
	舟遊場
	乗馬施設
P	駐車場
	公衆浴場
	公衆便所
	水族館
	ゴルフ場
	車道
	自転車道
	歩道
	索道運送施設

事業区域図（宿舎）

Copyright：地理院タイル　この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平29情複、第1716号）

宿舎区域（全景）

Copyright：地理院タイル　この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平29情複、第1716号）

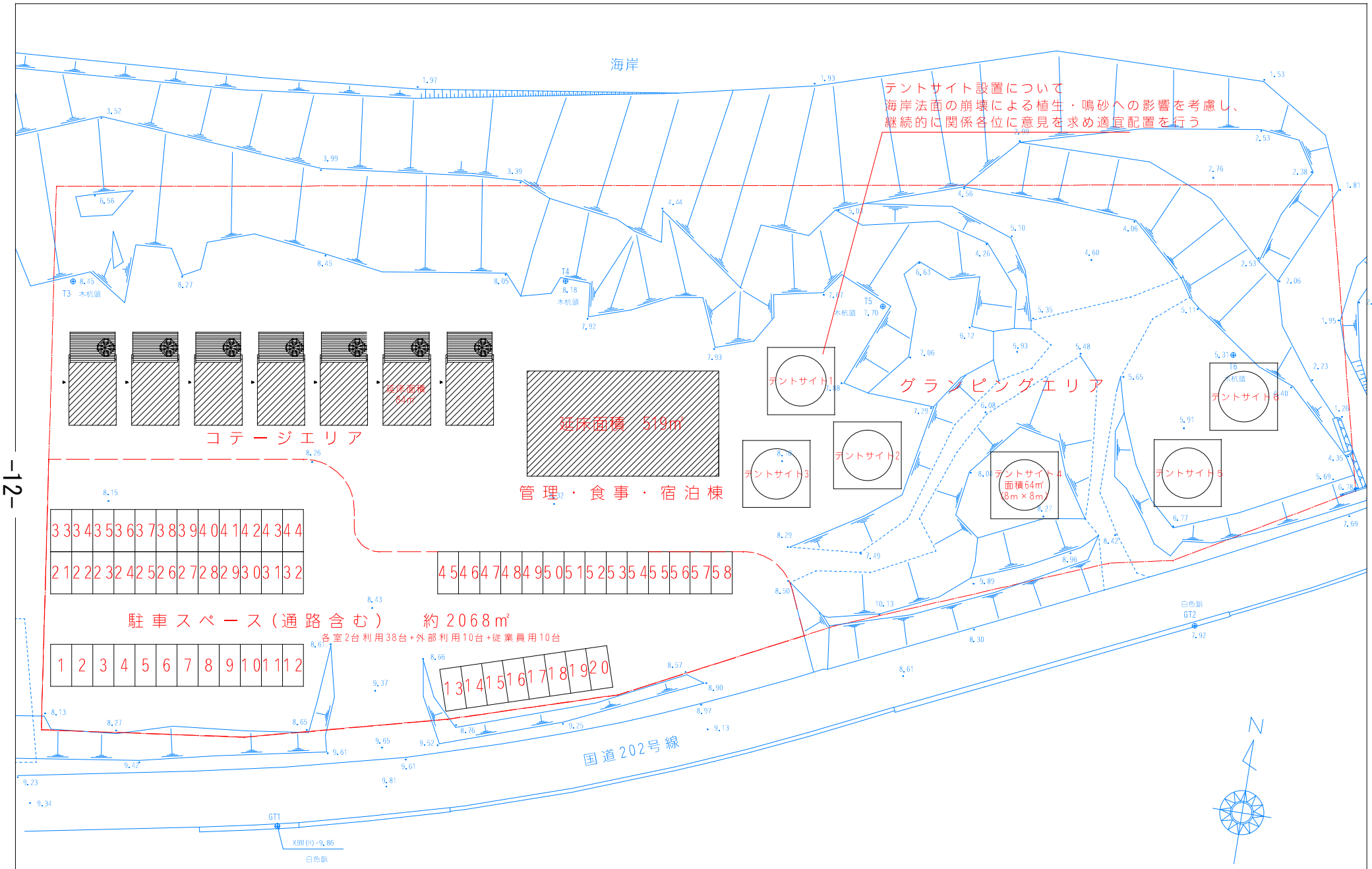

特記事項		縮尺 A3 1/400	工事名称	図面番号
		設計年月日	図面名称 全体配置図	

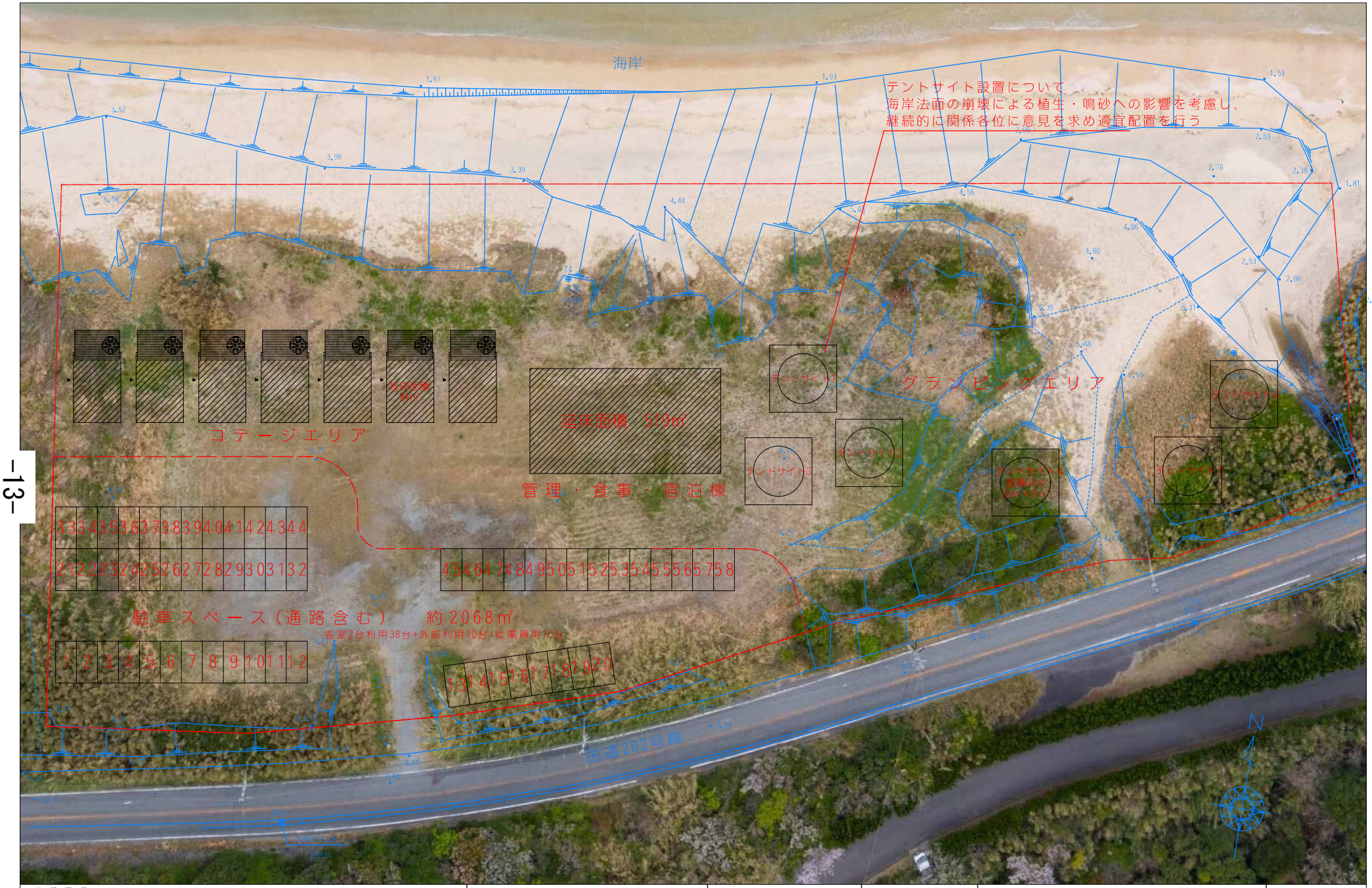

特記事項		縮尺 A3 1/400	工事名称	図面番号
		設計年月日	図面名称 全体配置図	